

第一号口中「をいう」の下に、「以下同じ」を加える。

第二号イ中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第六十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二條第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十万円未満であるもの又は同令第十七條第一項第二号に改める。

○厚生労働省告示第百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第二項（同法第六十三條の三の二第三項において読み替へて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一の三中「1月に12日」の次に「（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）」を加へ、同のイ中「6日」を「8日」、同のロ中「7日」を「9日」、同のハ中「10日」を「12日」と改める。

別表第一の四中「1万円」を「10万円」とし、施設給付決定に係る小学校教員等の障害児及び児童福祉法の施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七條の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百六十一号）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）以下「令」という。第二十七條の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。第二十四條の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施設給付決定保護者のうち、施設給付決定（法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児が十八歳未満であるもの又は二十歳未満の加齢児（令第五十條の二第二項に規定する加齢児をいう。以下同じ。）の次に掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 別表第一の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額  
ロ 別表第二の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一号中「二まで」を「ホまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 二十歳以上の者のうち、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六條第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）であるもの、一万四千八百八十円（食費療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該食費療養標準負担額）

第一号ニ中「この号」を「このホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「二」を「ホ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二十歳以上の者のうち、要保護者（生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、かつ、食費療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二條に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの

第二号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 被保護者 一万四千八百八十円（生活療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額）  
第二号に次のように加える。

ハ 要保護者である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの

○厚生労働省告示第百四十号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七條の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、児童福祉法施行令第二十七條の六第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百六十一号）は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）以下「令」という。第二十七條の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。第二十四條の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施設給付決定保護者のうち、施設給付決定（法第二十四條の三第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児が十八歳未満であるもの又は二十歳未満の加齢児（令第五十條の二第二項に規定する加齢児をいう。以下同じ。）の次に掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 別表第一の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額  
ロ 別表第二の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫